

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(官民ファンドを巡る最近の動き)

令和元年11月12日

財務省理財局

官民ファンドを巡る最近の動き(報告)

- 官民ファンドの運営状況の検証を政府一体となり、関係機関が連携して行うことを目的とする、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議 幹事会(第12回)」(議長:内閣官房副長官)が、本年10月4日に開催され、以下の点について議論が行われた。
 - 官民ファンドの活用状況の検証
 - 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正(詳細は次頁参照)
- また、同幹事会において、本年6月に本分科会においてとりまとめていただいた報告書「今後の産業投資について」の概要を理財局から紹介した。

(参考) 今回の幹事会で検証の対象とされた官民ファンド

- (株)産業革新投資機構 ※
- (株)地域経済活性化支援機構
- (株)民間資金等活用事業推進機構 ※
- (株)海外需要開拓支援機構 ※
- (株)日本政策投資銀行における特定投資業務 ※
- (国研)科学技術振興機構
- 地域低炭素投資促進ファンド事業
- (独)中小企業基盤整備機構
- (株)農林漁業成長産業化支援機構 ※
- 官民イノベーションプログラム
- 耐震・環境不動産形成促進事業
- (株)海外交通・都市開発事業支援機構 ※
- (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構 ※

「※」は、財政投融資が出資している機関。

(参考)「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」改正案の概要

第12回 官民ファンドの活用推進に
関する関係閣僚会議 幹事会
(令和元年10月4日)資料

1. KPIの見直し

- 各官民ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価・検証できるような指標とすることを明記。
- 政策性と収益性に関する指標を設定することを明記。
- 官民ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標とすることを明記。

2. 情報開示の充実

- 会計検査院の指摘等を踏まえ、個別案件の損失も可能な限り適切に開示する旨を追加。

3. ESG投資とSDGsへの取組の推進

- 各官民ファンドは投資決定に際して、自身の政策目的を踏まえたESG投資とSDGsへの取組を推進する旨明記。

4. ガバナンスの強化

- 各官民ファンドは投資決定に際して、投資先企業等の経営管理態勢や各種のリスク管理態勢を検討する旨明記。

《KPIの具体的な見直し内容》

- 各官民ファンドは、まずは官民ファンドの特性を踏まえた各官民ファンドの達成すべき政策性・収益性の目標を設定し、その目標達成に向けた計画の策定を行う。加えて、設置期限到来前に定期的に評価、検証できるよう、各官民ファンドの特性を踏まえた、ファンド自身が適切と考えるマイルストーン(概ね3年毎)を設定し、マイルストーン到来時に進捗・達成状況について評価を行い、幹事会にて検証を行う。ただし、各官民ファンドは進捗状況を幹事会で年1回報告を行うこととする。
- 各官民ファンドのKPIの達成状況を横串で比較可能な共通の項目を設定。
 - ー 政策性
 - ・ 民間資金の誘発(例:各官民ファンドの出資額に対する民間企業からの出資額の割合等)
 - ・ エコシステムへの貢献(例:人材育成、民間企業や大学等との連携等)
 - ・ その他の個別政策目標(例:ESG投資やSDGsへの取組の推進等)
 - ー 収益性
 - ・ 累積損益(各官民ファンドの収益構造を踏まえて策定される収支計画及び投資計画とそれぞれの実績とを比較することで、進捗・達成状況の評価)
- 各官民ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定する。